

福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）、広島県の建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱及び福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内の住宅及び建築物について土砂災害対策改修を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象建築物 土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第80条の3の規定について既存不適格であるものをいう。
- (2) 土砂災害対策改修 建築物を政令第80条の3の規定に適合するよう改修することをいう。

(補助対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者であって市税の滞納がない者
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定による建物等を管理するために補助対象建築物の区分所有者全員で構成された団体であって、区分所有者全員が市税の滞納がないもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が補助対象建築物について行う土砂災害対策改修とする。

2 補助金の額は土砂災害対策改修に係る工事費に23%を乗じて得た額（千円未満の端

数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 前項の土砂災害対策改修に係る工事費は3,300,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、土砂災害対策改修を行おうとする前に福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物に係る登記事項証明書その他補助対象建築物の所有者がわかるもの
- (2) 補助対象建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写しその他補助対象建築物の建築年月日がわかるもの
- (3) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書又はその写し
- (4) 市税完納証明書(区分所有されている補助対象建築物にあつては、すべての区分所有者の市税完納証明書)
- (5) 区分所有されている建築物にあつては、当該建築物の管理を行う団体の土砂災害対策改修に係る総会の決議書の写し
- (6) 補助対象建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、現況外観写真等
- (7) 補助対象建築物が政令第80条の3の規定に適合していないことが確認できる資料
- (8) 土砂災害対策改修が政令第80条の3の規定に適合するものであることが確認できる図面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定通知等)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（土砂災害対策改修の実施）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の補助金の交付決定がされた日以後に土砂災害対策改修の実施に係る契約を行い、速やかに土砂災害対策改修を実施しなければならない。

（計画の変更又は取止め）

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金交付決定後において、土砂災害対策改修に係る計画の変更を行う場合は、速やかに福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業変更承認申請書（様式第4号）に変更する内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し承認を得なければならない。

2 市長は、土砂災害対策改修に係る計画の変更を認めたときは、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金決定後において、土砂災害対策改修を取り止めるときは、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業取止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定は、その効力を失う。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、土砂災害対策改修が完了したときは、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 土砂災害対策改修の工事中及び完了時の写真

(2) 土砂災害対策改修の実施に関する契約書の写し

(3) 土砂災害対策改修に要した費用の領収書の写し

(4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（土砂災

害対策改修が同法第6条第1項の規定にする工事に該当する場合に限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書を提出する者のうち、第5条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 前2項の規定による報告は、土砂災害対策改修の完了の日から起算して30日を経過した日又は完了の日の属する年度の3月15日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長へ提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長へ提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

2 前項の規定は、当該事業について第10条に基づく交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付決定(一部・全部)取消通

知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（返還命令）

第13条 市長は、前条の規定により、交付決定を取り消したときは、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金返還命令書（様式第11号）により補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整備）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る証票類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第12号）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

2 市長は、前項の規定による返還命令を行なうときは、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金消費税等仕入控除税額返還命令書（様式第13号）により補助金の交付を受けた者に命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者

2 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助対象者等に対する指導及び助言）

第17条 市長は、申請者に対して、補助対象建築物の土砂災害に対する安全性の向上が

図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）6月30日から施行する。